

〔制度改正版〕

平成 19 年新潟県中越沖地震 被災者生活再建支援制度

(被災者生活再建支援法：国の制度)

(被災者生活再建支援事業補助金：県・市町村の制度)

この支援金は、「平成 19 年新潟県中越沖地震」により、住宅に多大な被害を受けられた方々の生活不安を払拭し、県民生活の速やかな復興を図るための制度です。

なお、国の制度は平成 19 年 12 月 14 日、県・市町村の制度は平成 19 年 12 月～平成 20 年 1 月に改正されています。

新潟県災害対策本部生活再建支援班

平成 20 年 8 月

1 対象世帯

中越沖地震で被災された世帯で、被災当時の居住地市町村長が発行する被災証明（り災証明）において、以下の被害が認定された世帯です。

なお、「被災者生活再建支援法」（国の制度）と「被災者生活再建支援事業補助金」（県・市町村の制度）では、世帯区分により受けられる支援が異なりますので、ご注意ください。

（表1）

世帯区分	国の制度	県の制度
【全壊世帯】	○	○
【大規模半壊世帯】※	○	○
【半壊世帯】※	×	○

※ 【大規模半壊世帯】又は【半壊世帯】であっても、倒壊防止や補修費等が著しく高額になるなどの理由により住宅を解体した場合は、【全壊世帯】の区分になります。また、被害認定にかかわらず、敷地被害により上記と同様の理由で住宅を解体した場合も、【全壊世帯】の区分になります。

2 支援金の支給額

下表の額を定額で支給します。なお、国制度の加算支援金は、住宅再建方法により支援額が異なります。（該当する1つの再建方法に応じた額となります。）

（表2）

（単位：万円）

世帯の収入・基準			国の制度				県・市町村の制度
			世帯構成	基礎支援金	加算支援金（該当する1種類のみ）		
		建設・購入			補修	賃借	
世帯収入（18年の年収）が500万円以下の場合	全壊	2人以上	100	200	100	50	100
		単身	75	150	75	37.5	75
	大規模半壊	2人以上	50	200	100	50	100
		単身	37.5	150	75	37.5	75
	半壊	2人以上	-	-	-	-	50
		単身	-	-	-	-	37.5
上記以外の場合	全壊	2人以上	100	200	100	50	100
		単身	75	150	75	37.5	75
	大規模半壊	2人以上	50	200	100	50	50
		単身	37.5	150	75	37.5	37.5
	半壊	2人以上	-	-	-	-	50
		単身	-	-	-	-	37.5

注）県・市町村の制度で、県外で移転した場合は上記表の1／2となります。

3 世帯収入の算定方法

(※県・市町村制度の大規模半壊世帯の支援額算定にのみ関係します。)

世帯の収入額は、所得のある世帯の全員について、次により各人の収入額を算定してください。

(1) 収入の算定は平成18年の収入について行います。

その収入額の算定は、19年度分の市町村民税に係る総所得金額を用い、表3の左欄の総所得金額の区分に応じ、右欄の算定式により計算した額となります。

(2) 次に上記(1)で算定された各人の収入額の合計を求めます。この合計が表2の世帯収入になります。

(表3)

総所得金額：X (※)	収入の額
X = 0円	0円
0円 < X ≤ 975,000円	X + 650,000円
975,000円 < X ≤ 1,080,000円	X ÷ 0.6
1,080,000円 < X ≤ 2,340,000円	(X + 180,000円) ÷ 0.7
2,340,000円 < X	(X + 540,000円) ÷ 0.8

※ 「総所得金額」は、収入金額から必要経費等を差し引いたもので、地方税法第313条第1項に規定するものをいいます。

なお、詳細は市町村の窓口にお問い合わせください。

4 支援金の申請窓口

支援金の申請窓口は各市町村になります。

申請に必要な書類等としては、以下のものがありますが、各市町村により取扱いが異なりますので、各市町村の窓口にお問い合わせください。

- 住民票、り災証明書、住宅の建設・購入・補修・賃貸を行ったことを示す契約書等の写し(加算支援金を申請する場合)、支援金を入金する通帳(世帯主名義のもの)、認め印、本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)など。

5 支援金の支払い方法

支援金は、国の制度は「(財)都道府県会館」から、県・市町村の制度は「市町村」から世帯主本人名義の金融機関の口座に直接振り込まれます。

6 支援金の申請期間

支援金の申請期間は、支援金の区分により以下のとおりとなります。

- 国の制度
 - 基礎支援金 平成 21 年 9 月 15 日まで
 - 加算支援金 平成 22 年 8 月 15 日まで
 - 県・市町村の制度
 - 平成 22 年 8 月 15 日まで
- ※ なお、やむを得ない場合はこれらの申請期間を延長することがあります。

7 その他の留意事項

- 制度改正前に申請された方でも、2の支給額までの支給を受けていない方は、その差額を申請することができます。ただし、制度改正前の申請が概算申請であった場合は、使途実績報告の提出が必要となります。
- 世帯の方全員が支援金の支給を受ける前（支援金支給申請後の場合を含みます。）に亡くなられた場合は、支援金は支給されませんので早めの申請をお願いします。（支援金は相続の対象にはなりません。）

お問い合わせ先

- 各市町村相談窓口

お住まいの市町村にご確認ください。